

○議長（茅沼隆文）

日程第6、議案第3号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて。及び日程第7、議案第4号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについては、制定動機、内容等に関連があると認められますので、会議規則第36条に基づき、一括議題といたします。

提案理由を町長に求めます。二つの議案の提案理由を述べてください。

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、先に、議案第3号について、提案理由を述べさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定を提案いたします。

続けて、議案第4号、提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第3号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて。開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条の第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年2月12日提出、開成町長、府川裕一。

1ページおめくりください。開成町条例第 号、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。

では、内容について説明をさせていただきます。地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務づけ、枠づけを見直すという趣旨のもと、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年4月28日成立、5月2日公布されました。

また、介護サービスの基盤整備のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成23年6月15日に成立しました。それらの中で、介護保険法等について、所要の

改正が行われ、これまで介護保険法に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を平成25年3月31日までに都道府県や市町村の条例で定めることとなりました。

市町村では、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの二つの基準が委任されております。指定地域密着型サービスといたしましては、要介護1から5までの方が使えるサービスとなっております、8サービスあります。地域密着型サービスとは、平成18年度に新設された高齢者が住みなれた地域を離れずに生活が続けられるようにということで、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は、事業者所在の市町村の住民に限定されております、市町村が事業者の指定や監督を行います。

条例を制定するに当たり、全て自由に定められるというわけではなく、国の基準は項目ごとに従うべきもの、標準とするもの、参酌するものに分けられ、これらに応じて、各市町村が条例で指定基準を定めます。

条例を制定するに当たり、町の考え方ですけれども、従うべきものについては、必ず国基準に適合しなければならない基準のため、省令どおりの基準といたします。

標準とするものについては、認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスによる利用定員となりますけれども、国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特別の事情や地域性は認められないということで判断しておりますので、省令どおりの基準とさせていただきます。

参酌すべきものについては、基本方針や、運営に関する基準などとなっておりますけれども、基本的には省令の基準で十分適正なサービス運営は可能と判断できる状況となっております。その上で地域密着型が創設された趣旨や、過去の事業所指導等の状況等を見まして、五つの項目について、独自の基準を規定させていただきました。

五つの独自基準ですけれども、一つ目は、暴力団排除の規定で、全サービスを対象とします。二つ目は、災害時の事業所の協力協定で、こちらも全サービスを対象とします。三つ目につきましては、非常災害対策における地域との連携です。日常生活を営む施設である地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、当該基準規定が設けられていない状況ですので、入所施設であります二つの施設を対象に、小規模多機能型居宅介護の規定と同様の規定を定めております。四つ目といたしまして、サービス提供に関する記録の保存期間ということで、2年から5年に延長します。こちらは全てのサービスを対象としています。五つ目として、居室の1室当たりの定員を原則一人から、プライバシーに配慮されたしつらえの場合には、4人以下にすることができるということを地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に規定しております。

以上の五つの項目について、独自の基準を入れまして、ほかの条例につきましては、国の省令どおり定めております。

では、1ページ目をごらんください。条例の構成になりますけれども、第1章から最後第9章及び附則の全202条というようになっております。第1章は総則となり

まして、指定地域密着型サービス全体に係る規定、第2章以降は、章ごとに一つのサービスずつそれぞれの基準について規定をしております。

それでは、第1章より説明をさせていただきますけれども、全部で202条という量のため、現在の厚生労働省令どおりに定めている規定につきましては省略して説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、2ページの第1章の総則です。第1条、この条例は、介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

法第78条の2、第1項は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者、生活介護の入所定員について、同じく第4項は、地域密着型サービス事業の申請者の法人の有無について。

法第78条の4第1項及び第2項は、指定地域密着型サービス事業者の従業員の員数、設備運営に関する基準について、町に条例委任したことから、これらについて規定するという趣旨の内容です。第2条は、条例に出てきます、用語の定義についての規定となっております。

3ページにいきまして、第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則です。指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。第2項、指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3項、法78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人のうちに開成町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものを除くとする。

第4項、指定地域密着型サービス事業者は、風水害、地震等に備えるため、開成町地域防災計画に基づき関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

第3条の第3項及び第4項は、従前の国の省令にはない規定となっております。第3項では、第1条において規定しなければならない項目の一つであります、申請者の法人格の有無についての規定を行っております。

また、あわせて町民の安全・安心の確保を図るため、開成町暴力団排除条例に基づき、その法人の役員が暴力団員等でないことという規定をしております。

第4項になりますけれども、大規模な風水害や地震等、自然災害時においては、町全体で連携、協力が必要であることから、開成町地域防災計画に基づき協力に努める規定をしております。

続いて、第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスです。このサ

ービスにつきましては、平成24年4月に創設されました新しいサービスで、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。

一つの事業者が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型、あるいは訪問看護事業所と密接な連携を図って実施する連携型がございます。

第1節、基本方針です。4ページにいきまして、第4条基本方針、第5条で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、提供するサービス内容について規定しております。

第2節、人員に関する基準、第6条に従業員の員数として、定期巡回するための従業員、随時に対応訪問介護を行うための従業員、随時に訪問看護を行うための従業員の要件や必要数等について規定をしております。

続きまして、ちょっと飛びまして、7ページ目です。第7条になります。管理者の要件について規定をしております。その下、第3節、設備に関する基準ということで、第8条にサービスを提供するために必要な設備について、規定をしております。

続いて、8ページになります。第4節、施設運営に関する基準です。第9条から少し飛びまして、20ページまででございますけれども、第42条まで、全て運営に関する基準となっております。

では、20ページをごらんください。20ページの第42条につきましては、記録の整備についての規定でございます。第42条については、従前の国の省令と違う定めをしておりますので、読み上げさせていただきます。

第42条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第2項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第1号の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画から、以下第7号の第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録となっています。国の省令では、サービスの提供による記録を完結の日から2年間保存しなければならないとされていますが、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年間ということで規定されておりますので、5年と変更させていただいております。なお、この規定につきましては、全サービス共通の内容となっております。

続いて、第5節、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例です。連携型訪問看護サービスは、連携する訪問介護事業者からサービス提供を行うため、第43条で訪問看護を行う従業員の配置基準の適用除外規定を第44条において、指定訪問看護事業者との連携について規定をしております。

21ページ、第3章、夜間対応型訪問介護になります。このサービスは、要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように夜間に定期的な巡回、または随時の通報によりまして、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪

問して、入浴、排せつ、食事等の会后などの日常生活の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において、安心して生活を送ることができるよう、援助するものでございます。

第1節、基本方針と第45条で基本方針、第46条で、指定夜間対応型訪問介護ということで提供するサービス内容について規定をしております。

第2節、人員に関する基準、訪問介護員の員数です。22ページをごらんいただきたいと思います。訪問介護員等の員数として、従業員の要件や必要数等について規定をしています。

続いて、第48条では、管理者の要件について規定をしております。

23ページ、第3節、設備に関する基準、第49条にサービスを提供するための必要な整備についての規定をしています。

第4節、運営に関する基準、第50条から少し飛びまして、27ページになってございます。第59条までが、運営に関する基準となっております。第59条につきましては、準用についての規定です。規定している項目は、先ほどの定期巡回・随時対応型訪問介護とほぼ同じでありますので、省略させていただきます。

続いて、第4章になります。認知症対応型通所介護です。このサービスは、認知症の利用者ができるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように、デイサービスに通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談、助言や、健康状態の確認などの日常生活の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものです。

事業者の類型といたしましては、単独型、社会福祉施設等の併設する事業者で行う併設型、認知症対応型、共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設の居間、食堂等で行う共用型というのがございます。

第1節、基本方針です。第60条で、基本方針について、規定しております。

第2節、人員及び施設に関する基準ということで、第1款、単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護です。

第61条に従業員の員数として、単独型、併設型、従業員の要件や必要数等について規定をしております。

続いて、29ページ、62条では、管理者の要件等について規定をしております。

63条にサービスを提供するための必要な設備及び備品について規定をしております。

続いて…。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長、説明が長くなるようですので、着席して説明して結構です。

○保険健康課長（田辺弘子）

ありがとうございます。

第2款、人員及び設備に関する基準、第1款、指定認知症対応型、通所介護及び併設型、指定認知症対応型、通所介護、読みましたね、すみません。

第2款、共用型指定認知症対応型通所介護から、30ページ、第64条に、従業員の員数として、共用型の従業員の要件や、必要数等について規定をしております。

65条に、31ページ、65条になりますけれども、利用定員として、共用型の利用定員について66条については、管理者の要件等について規定をしております。

第3節、運営に関する基準、第67条から36ページまでになっておりますけれども、第80条までが全て運営に関する基準となっております。

第80条が準用の規定となっております、訪問サービスとは違いますので、身分を証する書類の携帯の規定は不要となっております、同様に unnecessary 規定については、準用の中で省いております。

第75条の定員の遵守についての規定、第76条、非常災害対策についての規定が新たに加わっております。

続いて、36ページ、第5章、小規模多機能型居宅介護になります。このサービスは、居宅で、またはサービスの拠点への通所や、短期間宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活相談、助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ、居宅で自立した日常生活が営むことができるようにするためのものです。

登録された利用者、定員25人以下を対象にしまして、通いを中心として、利用者の容体や、希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。

小規模多機能型居宅介護の登録者については、事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成を初めとするケアマネジメントを担当します。また、介護支援専門員には、小規模多機能型介護計画を作成していきます。

第1節、基本方針、第81条で基本方針について規定しております。

第2節、人員に関する基準、第82条に従業員の員数等として、従業員の要件や必要数について規定をしております。

39ページ、第83条では、管理者の要件等について規定をし、84条では、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の要件について規定をしております。

続いて、40ページ、第3節、設備に関する基準、第85条に登録定員及び利用者についての規定、第85条では、サービスを提供するための必要な設備及び備品等について規定をしております。

41ページ、第4節、運営に関する基準、第87条から飛びまして、48ページ、108条が運営に関する基準となっております、第108条は、準用についての規定となっております。

ここでは新たに第93条の居宅サービス計画の作成についての規定、第94条の法定代理受領サービスによる報告についての規定、第95条で、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付についての規定、第97条で、介護等についての規定、98条、社会生活上の便宜の提供についての規定等が追加されております。

続いて、48ページ、第6章、認知症対応型共同生活介護です。このサービスは、

認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにするものです。

このサービスは、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう、利用者の心身の状況を踏まえて、適切に行われます。事業者はみずからその質の評価を行うとともに、定期的に外部による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図ることが求められています。

第1節、基本方針、第109条で基本方針について規定しております。

第2節、人員に関する基準、第110条に従業員の員数として、従業員の要件や必要数の規定をしております。

50ページになります。第111条では、管理者の要件等について規定をし、第112条では、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の要件について規定しております。

第3節、設備に関する基準、第113条にサービスを提供するために必要な設備及び備品等についての規定、51ページにきまして、第4節、運営に関する基準、第114条のから56ページの第128条が運営に関する基準となっております。第128条については、準用についての規定です。

続いて、56ページ、地域密着型特定施設入居者生活介護、このサービスは、有料老人、養護老人ホーム、軽費老人ホームで入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者である入居者に入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活相談助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、地域密着型特定施設で、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

サービスは、サービス内容や担当者、要介護者の健康上、生活上の問題点と解決すべき課題、サービスの目標と達成時期、提供上の留意事項を定めた計画に基づき提供されます。

地域密着型特定入所者生活介護は、事業所の介護支援専門員が作成する、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、提供されるものです。

第1節、129条で基本方針について規定しております。

続いて、57ページ、第2節、人員に関する基準、第130条に従業員の員数として、従業員の要件や必要数等についての規定、58ページ、第131条では、管理者の要件等について規定をしております。

第3節、設備に関する基準、第132条では、サービスを提供するために必要な設備及び備品等についてを規定をしております。

60ページになります。第4節、運営に関する基準です。第133条から149条までが65ページになりますけれども、運営に関する基準となっております。

第149条につきましては、従前の国の省令では、第76条の非常災害対策についての規定を準用しておりましたが、第102条の非常災害対策についての規定を準用

することとしております。これは、第76条においては、定期的に避難、救出、その他、必要な訓練を行わなければならないという規定ですが、第102条では、さらに訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければならないということで、独自基準を入れております。

65ページになります。第8節、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。このサービスは、定員が29人以下で、かつ条例で定めた人数以下の特別養護老人ホームです。できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活の世話をを行い、入居者が能力に応じて、自立した日常生活を営めるように目指すものです。

施設の形態としては、単独小規模の介護老人福祉施設、同一法人による本体施設のあるサテライト型居住施設、通所介護事業所や、小規模多機能型居宅介護事業所と併設された小規模の介護老人福祉施設、本体施設とサテライト型居住施設と併設事業所を組み合わせたものが考えられております。サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営される地域密着型介護老人福祉施設です。

本体施設の職員により、入所者に対する健康管理、処遇が適切に行われるときには、医師等を置かないことができます。

また、地域密着型介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所等が併設の場合も、人員基準が緩和されるようになっております。

第1節、基本方針、第150条で基本方針について規定をしております。

続いて、66ページ、第2項になります。法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は29人以下とすると条例で定める事項となっております。

第2節、人員に関する基準、第151条に従業者の員数として、従業員の要件等について規定をしております。

68ページ、第3節、設備に関する基準、第152条では、サービスを提供するために必要な設備及び備品等について規定をしております。指定地域密着型老人福祉施設の設備の基準には、独自基準を入れています。

第1号、居室のアです。1居室の定員は一人とすること。ただし、プライバシーが十分に配慮されたしつらえの場合には、4人以下とすることができるとしています。これは低所得者による居住費の関係等、利用者の多様なニーズに対応するため、居室の1室当たりの定員は、利用者の尊厳とプライバシーの確保に留意しつつ、4人以下としたものです。

第4節、運営に関する基準で、第153条から79ページになります。第177条までが運営に関する規定となっております。

第177条の準用の中に、先ほどの地域密着型、特定施設、入居者、生活介護と同様に、非常災害対策について、同様の理由で独自基準を入れております。

続いて、79ページになります。第5節、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準、ユニット型では、少数の居室と近接して設けられる共同生活室により、一体的に構成されるユニットごとに、入居者の

日常生活がいとなまれます。ユニットケアは、入居者一人一人の意思と人格を尊重し、入居前の居宅での生活と、入居後の生活が連続したものになるよう配慮し、各ユニットについて、入居者が相互に社会的関係を気づき、自立的な日常生活を営むことを支援します。

第1款、この節の趣旨及び基本方針、第178条で、この節についての趣旨、第179条では、基本方針について規定しております。

80ページになります。第2款、設備に関する基準、第180条では、サービスを提供するために、必要な設備及び備品等について規定をしております。

81ページ、第3款、運営に関する基準、第181条から飛びまして、85ページ、189条が運営に関する基準となっております。189条は、準用についての規定になっております。こちらでも非常災害対策については、準用先を変えて、独自基準を入れております。

続いて、86ページ、第9章、複合型サービスです。こちらでも24年4月に創設された新しいサービスとなっております。このサービスは、医療ニーズの高い要介護度に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業者が行うサービスです。別々に指定を受けた事業所から別々にサービスを提供するよりも、複合型サービス事業所に配置されたケアマネジャーによるビスの一元管理により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。また、従業者にとっても柔軟な人員配置が可能となるケアの体制が構築しやすくなるという利点がございます。

複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減、または悪化の防止に資するように、目標を設け、計画的に行われます。

86ページの第1節、第190条で、基本方針についての規定。

第2節、人員に関する基準ということで、第191条に従業員の員数等として、従業員の要件や必要数等についての規定をしております。

88ページ、192条では、管理者の要件についての規定。第193条では、指定複合型サービス事業者の代表者についての規定をしております。

89ページ、第3節、設備に関する基準、第194条では、登録定員及び利用定員についての規定。195条では、設備及び備品についての規定。

90ページ、第4節、運営に関する基準。196条から93ページの202条までが、運営に関する基準となっております。

第202条は、準用についての規定です。

93ページ、最後に附則となります。施行期日、第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。条例委任の法改正の施行日は、平成24年4月1日ですけれども、1年間の経過措置が設けられている関係で、平成25年4月1日としております。

第2項以降につきましては、経過措置に関する規定ですけれども、地域密着型サービスは、平成18年4月に創設されたサービスであり、制度創設前から事業を行って

いた事業所が国の省令に当てはめるために、省令の基準に合わない部分について、国の省令において、経過措置として附則に定められていたものでございますけれども、本条例におきましても、2項から17項まで同様に規定をしております。

議案第3号の説明は以上となります。

続いて、議案第4号の説明をさせていただきます。議案を朗読させていただきます。

議案第4号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年2月12日提出、開成町長、府川裕一。

1ページおめくりください。開成町条例第 号、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。

このサービスは、要支援1と2の予防の方が利用できるサービスとなっております。予防のサービスについては、三つが該当します。

条例を制定するに当たり、町の考え方につきましては、介護と同様ですので、省略をさせていただきます。

全サービスについて、独自の基準といたしまして、介護に準じて、三つについて規定させていただいております。

一つ目は、暴力団排除の規定。二つ目は、災害時の事業所の協力規定です。三つ目としては、サービス提供に関する記録の保存期間を2年から5年に延長するものというものを、三つの独自基準として、次の三つのサービスについて規定をしております。ほかの条例については、国の省令どおり定めております。

では、1ページをごらんください。条例の構成ですけれども、先ほどの介護と同様に、第1章から第4章及び附則というようになっております。

第1章については、総則ということで、全体的な規定、第2章以降は、それぞれのサービスごとに基準を設けております。

3ページをごらんください。第2章、介護予防認知症対応型通所介護ということで、こちら認知症対応型通所介護と同じサービスで、認知症の高齢者の特性に配慮したデイサービスとなっております。

第1節、基本方針等から第3節、運営に関する基準まで、運営に関する基準については、第4条から第40条に規定をしております。

続いて、16ページになります。第4節ということで、介護予防のため効果的な支援の法に関する基準ということで、第41条に指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針について、17ページ、第42条に指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取り扱い方針について規定をしています。

続いて、18ページです。第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護です。このサービスは、先ほどの小規模多機能型居宅介護と同じで、サービス拠点でのデイサービ

ス、短期間宿泊及び居宅の訪問介護サービスとなっております。第1節の基本方針から第4節、43条から第65条までは、運営に関する規定となっております。

29ページ、第5節になります。介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ということで、第66条に指定介護予防小規模多機能型の基本取り扱い方針について。第67条に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取り扱い方針について、規定をしております。

続いて、32ページです。第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護です。このサービスは、認知症高齢者のグループホームへの入居によるサービスですが、こちらのサービスについては、要支援1の方のみが対象となっております。

以下、基本方針から最後第5節の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準までとなっております。

最後に、附則となっております。41ページをごらんください。施行期日、第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行するということで、この辺、以下最後に経過措置ということで、項目が規定されておりますけれども、こちらは介護と同様で、本条例におきましても、2項から4項まで、同様に経過措置というような形で規定をしております。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入りますが、その前に長時間の説明でしたので、しばし、暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

午前11時23分

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午前11時30分

○議長（茅沼隆文）

議案第3号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて及び議案第4号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについての説明が終わっておりますので、質疑に入ります。

なお、二つの条例で、それぞれ条文数がかなりありますので、質問する場合には、3号議案、何ページ、第何条というように、議案番号とページ数、条番号を指定の上、質問をしてください。

それでは、質疑をどうぞ。

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。まず、3号議案の総体的なところでご質問いたします。先日も長崎のほうでグループホームの火災があって、4名の方が亡くなったということで、非常に悲惨な状況であります。

今回、ここに出されました非常に膨大な条例の中を拝読しますと、町のほうでこの条例に関する施設等について、どこまでかわかりを持っていかれるのかなというところが非常に疑問になっている部分でありまして、町として、ここに書かれております条文に対する、施設に対する指導をどこまでやっていくのか。

それと同時に、定期的にどういう形でそれを確認しながら、どう指導を行うのか。この辺のところが非常に不安な部分でありますので、現状の考えをお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課主幹。

○保険健康課介護保険担当・包括支援担当主幹（土井直美）

保険健康課主幹、土井です。事業者の指導ですけれども、一応地域密着型に関する施設に関しては、町で指導等を行うことになっております。今のところ、2年に一度指導を行うことになっております。

以前に火災等、今回ではなくて、以前に火災等の事件があったときには、消防署と同行して、消防関係の施設の指導なり、点検なりを行ったこともあります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

補足で、保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

補足をさせていただきます。一応地域密着型サービスについては、市町村がそれぞれ指導、監督、指定をすることになっておりますので、一応こちらの地域密着型サービスについては、町に今現在幾つかのサービスしかございませんけれども、基本的に町が入って指導することになっております。

新しい事業者ができた時点では、消防法というのが先に効力を発しておりますので、消防法は平成21年4月1日に改正されておりますので、何年か前にグループホームが新しく建ったわけですけれども、消防の中で、スプリンクラーの設置であったり、消火栓の配置であったり、設備基準という形でそこが先に効力を発するという形になります。それ以降の指導については町が中心になっていくわけですけれども、グループホーム等の防災訓練につきましては、年に2回することが決まっております。1回は消防を入れなければいけないという形になっておりますので、その辺は連携をしてやっていくというところで考えております。

21年の消防法の改正で、スプリンクラー設置の対象となる施設については、グループホームとか老人保健施設は、かなり消防法のところで縛りを受けています。

今回の条文の中で、小規模多機能の中では防災の部分について少し加えた部分がございますけれども、町が指導して立ち入っていくというものでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

消防法は、当然、建物を建てるときにかかわってくるわけですから、年2回の訓

練も義務づけられておるわけですから、それは当然やらなきゃいけないと理解していますが、例えば設備の基準について、ここはうたってありますが、基準の中に、ハード的なところは、今、課長が言われましたように、スプリンクラーとかベルとかというのがあるわけですが、そういったハード的なところはうたい込んであるのですが、あと人的な、ソフト的なところで、例えば、防火管理者を置かなきゃいけないとかという文言がどこにも入っていないんですけれども、設備基準は各章ごとに入っておりますが、その辺の防火に対する管理者という考えはございませんか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課主幹。

○保険健康課介護保険担当・包括支援担当主幹（土井直美）

保険健康課主幹、土井です。やはり防火管理者の選任義務等については条例等では、特別に細かくまではうたっておりませんけれども、やはり消防法のほうで、防火管理者の選任義務ということで、収容人員１０人以上となる施設について、改正前は収容人員が３０人以上の施設だったのですが、改正後は、１０人以上の施設について防火管理者を置かなければならないという規定があります。そちらのほうを優先的に考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○１番（菊川敬人）

せっかく条例をつくるんですから、その辺のところも含めた形で条例としてうたい込んだほうが、私はいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

議員からのお尋ねでありますけれども、そもそも消防法は上位法で決まっておりますので、あえて条例で規定しなくても、そこは厳格に守れると認識しておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○１番（菊川敬人）

そう言われますと、ハード面についても、スプリンクラーとか、そういうところも面積によって決まってくるわけですから、これも上位法で決まっていますので、これも必要なくなってくるわけですよ。ですから、それは片手落ちじゃないかと思うんですけれども。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

スプリンクラーにつきましても上位法で決まっていますので、先ほど申しました

ように、より厳しく平成21年に改正になっていますので、実際、建てる時に、今のものは全てスプリンクラーを、今ある開成町の施設については完備していますので、また、ないところは21年以降、指導して設置してもらうような形にした。そのような体制で、一応厳密に対応しています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川委員、いいですか。

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

6番、井上です。まず、2点だけお聞きしたいと思います。前提条件がわからないとなかなか細部の質問ができないということで、サービスと介護の両方ちょっと絡んできますけれど、まず、お聞きしたいことは、開成町に現在設置されているサービスを確認したいんですけれども。例えば、24時間対応の訪問サービスだとか、夜間の訪問サービス、認知症の対応型サービス、双方もろもろ8サービスあるというふうに思いますけれども、現在、開成町にある事業所というのは、例えば、認知症対応型通所介護、これは「はなの詩」とそれと認知症対応型共同生活介護、これについては「大楽」とグルーブホーム、「はなの路」ですね。それとあと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、「メゾン開成」も介護で、予防については一つ、「はなの路」ですか。ここで介護予防認知症対応型共同生活介護ということでもいいですね。

もし、そのほかの24時間だとか夜間の訪問サービスその他もろもろ厚生労働省でうたっているサービスについては、今回の条例の中に制定されているよということですが、例えば、夜間対応型訪問介護を利用したいなという場合については、どのような対応を行政としてはされるのか。原則は、地域の施設とうたわれていると思いますので、大変難しいと思いますけれども、その辺の対応はどうなっているのか。

今、私が言いました定期巡回・随時対応型訪問介護、こういったものが近隣にあって、特例で認めてもらえるのかどうか。その辺までお聞きしたいなと。

○議長（茅沼隆文）

今の質問は、条例制定の内容とかけ離れているように思いますが、保険健康課のほうで、答弁できますか。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

町内にある施設につきましては、議員おっしゃるとおりのものでございます。それ以外の部分については、近隣にあるのが定期巡回・随時対応型訪問介護看護、あと夜間対応型訪問介護につきましては小田原に1カ所あります。秦野には施設がないというような形で、近隣、小田原1カ所だけというような形になっています。

あと近隣にあるのは、小規模多機能型居宅介護というところがございまして、通

いを中心に、場合によってはお泊まりができるというものでございますけれども、それは南足柄と、この近辺ですと山北にあるというような形になっています。

あと、地域密着型特定施設入居者生活介護については、この近辺には全くございません。複合型サービスというのが24年4月から新しくスタートしておりますけれども、全国的にこの複合型サービスをやっているという施設がとても少なく、全国的な調査で、25保険者程度で、神奈川県内には横浜に2事業者ある程度で、近隣にはない状況になってございます。

2点目の、町内の方が利用できるかというところでございますけれども、原則的に、地域密着型は、その土地に地域に密着するサービスが原則でございますので、基本的には、開成町にある施設は開成町の方が中心になって入居ないし利用されるわけなんですけれども、近隣でこの辺もそういった場合があるんですけれども、1市5町の中で、それぞれサービス内容について、やはり自分のところにサービスがない事業がかなりありますので、うちの町内の施設を、例えばよその隣の松田町の人が使いたいといった場合には、開成町の中で待機待ち、それを利用したいという待機している人がいるかいないかというところで、いない場合で、なおかつ利用定員に空きがある場合は、例えばですけれども、松田町の町長のほうからこちらに依頼があって、認めてもいいかというような伺いをとった中で、利用できるというような形になります。

ですので、うちの町も、ほかの施設を利用したい場合には、その辺の申請をして、許可をいただいているというような流れになっております。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

すみません。今、課長が説明したとおりでありますけれども、開成町にないサービス、定期巡回型の介護はなかなかないわけなんですけれども、実質的にこれをやるとなると、やっぱり業者も利益が上がるかどうかというところもありますので、今のところだと、こういった訪問看護型の夜間対応型とか、どうしてもそういうのは、なかなか業者がそれだけやっても利益が上がりたくなれば、そこは手を出さないわけでございますから、当然、そういった面も出てくるということで、ご了承いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

井上です。ありがとうございます。これから高齢化が進みますと、町にない施設というの、通いのそういった福祉施設というのは、これから必要になってくると、ますます両者がふえてくるんじゃないかなということがありますので、この辺はなかなかの事業者がいないと難しい面があるけれども、やはりこの辺は今後指導をしていっていただきたいなと。

今の施設の中でも、受け入れる可能性というのは十分にあるのではないかなと思いますので、ぜひ、その辺は、今後の方向としては進めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど菊川議員からもちょうと出されましたけれども、町内にある介護の施設については、行政で指導、管理していくということですので、条例をこういうふうにしていきますよと、いろいろな条例を出された中で、これが十分管理できるのかな、監督できるのかなとちょっと心配になったわけですがけれども、この条例の制定に伴って、保健福祉課の現状の組織体制というのは変わっていくのかどうか、その辺もちょうと参考にお聞かせいただきたいと。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

介護保険制度の中の一環ということであります。今までも、これからも対応的には同じことですから、体制的には変わりません。実際、全く新しい条例をつくったのでは、全く新しいことをこれからやるかということではなくて、今まであるもの、それは厚生労働省令とか、そういった国の基準で定めたものを今度は町の条例で定めなさいよという、極端に言えばそういう状況になっただけですので、これからもやっていくことは変わりはないです。介護保険法に基づいてやっていくことでしょうし、今のところ、人員に体制、増員しなきゃできないとか、そういうことは一切ありませんので。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。今の関連的なことを含めて質問させていただきます。利用者は、市町村の住民に限定されると。しかし、ないサービスについては、いろいろな状況を踏まえて対応している状況があるということ was わかりました。あわせまして、市町村が事業者の指定や監督を行うと。今、論議になっているのが、そのことだというふうに思っております。

例えば、新たに24時間対応の訪問サービス、こういったもの、これは条例で制定を受けておりますが、これが新しく出された場合、もちろん条例に沿うわけですがけれども、町がどういう形で指定をするのか。指定というから、これについては、事業者に出された事業計画を町がどう扱っていくのか。これと条例と照らし合わせて精査をしていくのだと思うんですが、この辺について、申しわけございませんが、説明を求めたいのが一つ。

それからもう一つは、厚労省の基本的な関係で従うべき基準、標準、参酌すべき基準に基づいて、今回、条例制定のものが出されているということは理解をしているところでございます。

参酌については、国よりも厳しく、いわゆる条例制定の中に盛り込んでいるもの

もありますし、緩和されているものもあると。

一般的に言えば、国や県のこういったものを踏まえて、条例を制定する場合の実情にあわせて、これは制定しているのかどうか、確認をまずしておきたいということです。

この条例制定の中の152ページに設備に関する基準というものが載っておりまして、国の関係でいえば、ご承知のとおり、一人とする。いわゆる地域密着型老人福祉施設入居者生活介護の関係の居室の定員の関係ですけれども、今回の条例制定では、一人は一人とするんですけれども、やはり経費の削減等を含めて、二人の話、また、プライバシーの適合がされれば、四人まで見ていると。これは実情に合わせた形だと思うんですが、非常にこの難しさがあるということを私は言いたいと思います。プライバシーがどういうふうにきちんと配慮されているのか。入居者にその旨の状況を、きちんとこれでもいいのか。もちろんそういう形だと思うんですけれども、あやふやな形の形、これはどんな指導をされていくのか。今、プライバシーが保護というのは非常にうるさくなっていますので、果たして四人まで認めていいのか。ちょっと疑問なので、お答え願いたい。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、新しくサービスを指定するとき、どうするのかという一つ目のご質問です。

3年ごとに高齢者保健福祉計画というのを策定してございます。計画策定する際に、一般の住民の方から意見聴取をしたり、あとサービスを利用している方の意見、あと事業者からも意見を聞いた中で、高齢者保健福祉計画とあわせて、介護保険計画を作成しております。

その中で、3年間の施設整備の状況ということで、想定する範囲内で新設するかどうかというところ、議論をしながら、高齢者福祉運営協議会でも検討する中で、3年間の計画を立てます。その中でそれぞれ新しいサービスについて、将来、3年間どういうふうに施設整備を考えていくかというところを検討して、計画書の中に盛り込んでおります。

第5期の計画が24年度からスタートしておりますけれども、こちらの定期巡回型のサービスについては、今現在見込んではいないというような状況で、結果を出しております。

ただ、地域の状況とか、あと状況によって時間の経過とともに変わってくるので、もし、そのニーズが本当に多くなって必要性があると考えられたときには、再度、その時点で運営協議会等の中でも検討しながら、そこの計画を見直していくというところは、条件により考えられることですが、基本的には、3年間の計画の中に施設整備は落とし込んでいくというような状況でございます。

あともう一つの実情にあわせた内容になっているかというご質問なんですけれども、先ほど議員さんからの質問にもございましたように、グループホームの施設、

グループホームのサービス、あと認知症対応型のデイサービス等を既に実施をして、今までの厚生労働省令を見ながら位置づけて、指導をしてまいりました。その指導の内容を見ても、国の基準の中で考えたときに、実情にあっていると考えておりますので、国の省令どおりに基準を決めさせていただいております。

今後、また新たなサービス事業者がふえてきて、新しいサービスを提供するときに、この中で不都合等ございましたら、また見直しを図って、介護保険法は3年ごとにかなり改正する場合がございますので、その3年ごとの見直しの際に、また検討して、結論を出していきたいなというふうに思っています。

あと人員の、プライバシーが十分に配慮された場合には、4人以下にすることができるというところですが、近隣の施設の中に一応設置として、一つの部屋の中にパーティションで区切るような形でプライバシーに配慮して、個室ではないような形でつくっている施設もございますので、その辺はプライバシーに配慮するというところで、4人以下にすると規定をさせていただいております。

この辺は国の基準の中でも、原則一人と考えているんですけれども、今回の条例委任について、今現在の国の法律としては個室を基本として、地域の実情に応じて、多床室の構築を条件つきで県の基準で認めておりますので、県に倣ってというか、県と同様に、この辺は低所得者に配慮するという形で、4人以下ということで規定をしております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ここでお聞きします。この3号議案、4号議案について、まだこれから質問のある方はいらっしゃいますか。簡単なようでしたら、続けますが、長引きますか。

では、山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。3号、4号、全体について、お聞きしたいと思います。これまでは厚生労働省令により運営をされていたということは理解しております。

そのような中で、条例に定めて、より充実したサービスをするために、というところが大きなポイントだと思っているところであります。

そのような中で、資料1に添付されている、独自に設ける基準が何点か挙げられているところであります。その内容を読んでいく中では、どちらかというとサービスを受ける側に対しての条例ではなく、サービスをする側に対しての枠をつけているというふうに解釈をしているんですが、本来、入居者が安心・安全にサービスの提供を受けるという意味で、その施設に入って優雅な生活を送るということが大前提ではないのかなというふうに思っているんですが、省令は置いておいて、条例を設けるに当たって、余りにも管理者に対しての運用を設けているところがあるように感じているんですけれども、そこら辺の町の考えをまず1点、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えいたします。今回のこの条例につきましては、あくまでもサービスを提供する側の基準という捉え方をしておりますので、提供する側の施設に関して、人員の基準であったり、設備に関する基準だったり、運営に関する基準と考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。確かにそうなんですけれども、だけど基本というのは、受ける側の立場を考えて物事を決めていかないと、やはりいい基準はできないと思います。

ここで自分が見るのは、独自に設ける基準の中で、災害時の関係機関との連携、協力、開成町地域防災計画に基づいて関係機関と協力を求めるということで、要するに被災した住民をこの関係機関で受け入れてもらうという目線だと思います。この条例制定に対するものに対しては。これはこれで理解はしているんですが、逆に考えて、今度は施設を利用されている方々に対する、災害が起きたときの独自条例がちょっと薄いような感じがするんですけれども、その点についてもうちょっとこれから独自条例に落とし込んで、先ほど3年ごとの改正がある中で、付加してくればいいことだと思うんですけれども、そこら辺の考え方の中で、例えば、3号の23ページの3章、設備に関する基準ということで、文言がずっと並べられているんですが、要は施設を利用している方が、施設を経営している方に発信をするという部分では、設備の基準というのは設けていない。これを見て、理解しています。ただし、現況を見た場合に、サービスの提供を受けている患者さんと言えいいのですか、要は外の情報を得るための内容が、この条例の中で盛り込まれていないというところに、もうちょっと目線を下げた中で、条例制定してほしかったなと感じられます。

それは何かというと、各施設がある中で、例えば、いろいろな部屋をオプションにして、例えば、この部屋は電動ベッドがあるんだよとか、例えばテレビがあるんだよとか、そういうものを標準として見ていくのか。有料として見ていくのか。やはり災害というのは、開成町の場合はテレビで文字放送を送ったりとか、発展的な取り組みをしているので、やはり施設を利用している人が外の状況を把握するために、これは防災無線でもいいと思うんですけれども、そういうものを施設管理者に対してある意味つけてくださいという、これは標準ですよというものをこの条例に入れて、初めて入居者が、安全・安心な生活が送れると思いますので、そういう部分の配慮がされているのか。入っていればいいと思うんですけれども、自分が端から端まで3号、4号の条例を見の中ではちょっと見えなかったもので、その点の配慮がされているのか。また、今、自分が言っているのは、今後の課題でもあると思

いますので、今回の条例の内容は納得していますが、やはりのそこら辺の部分、答弁をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、ご質問にお答えいたします。こちらの条例に当たっては、あくまでも施設に対してこうあってほしいという基準を設けております。施設が整備をされるということは、結果的には利用者さんが利用しやすい状況に置かれると捉えておりますので、施設だったり基準をしっかりとすることは、利用者さんの快適に利用できるというところにつながっていくのだらうというふうに捉えております。

あと利用者さんが情報をというところなんですけれども、先ほど23条というところでお話がありましたけれども、例えば、13ページの23条の第2項で、外部評価というのを入れております。13ページの第2項ですけれども、自分たちのそれぞれのサービス事業者さんは、決まった機関で自分たちのやっているサービスの質を国が決めた項目にのっとって評価しなければいけないということになっております。その評価した内容につきましては、外部に公表という形で出ておりますので、利用する側からいうと、それを見て参考にするというのは一つあると思います。

あともう一つ言えるのは、それぞれの事業者ごとに、事故の起きたときのマニュアルであったり、あと感染症マニュアルであったり、防災のときのマニュアルであったりということで、それぞれの事業者で何かあったときのためにマニュアルづくりをしておりますので、その辺が、一つ利用者さんのためにというところにはなるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。いろいろなマニュアルを備えた中で、対策をしているということでは理解をしております。

しかし、現状、施設管理者というものは、これは先ほども言っているように、利益があってやっている部分というのもあると思います。その中で現状を捉えた場合に、そういう情報を取り入れるものが、有料とされているところをもう少し現実を見てもらって、災害が起きた場合に、入居者がどのように情報を得るかというものに置きかえてくると、必然的にこの条例の中で義務づけをしなければいけないという部分になると思いますので、それは今後の課題としていいので、ぜひともあくまでも開成町で付加する部分、あくまで最低基準の中により充実した内容、利用者がいいサービスの提供を受けるためのものなので、ぜひともそれは前向きに考えていてもらいたいと思いますので、ぜひとも、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君、質問は簡単に。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。議案書の29ページ、3号議案、それから4号議案、ともに同等内容ですので、3号議案についての項目で質問させていただきます。

29ページ、第63条、設備及び備品等についての中で、2項1号、食堂及び機能訓練室というものがございます。この1号と2号の衛生管理の面での質問なんです。

一つは、食堂と機能訓練室を共同使用してもいいよという条文があるんですけども、これについて、衛生管理面でちょっと心配かなと。感染症で、こういう施設で複数の方が不幸にも亡くなるということも伝えられておりますので、その点を1点。

それから、通常の利用者以外でも利用できるという2号の条文があるんですが、これについても、やはり衛生管理面での心配がございまして。この衛生管理面については別の条項であるのですが、そこでとほとんどこのことについて答えを求められておりませんので、特にここについてご質問したいと思います。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。食堂より機能訓練室というのは、病院のイメージですと、それぞれ別にあって、きちんとした部屋の中で衛生管理ができるような状態でイメージしますけれども、こういう認知症のデイで機能訓練をするときには、机等が必要でない場合もございまして、机に座った形での機能訓練ではなくて、部屋としては一緒でも椅子だけ別な場所であるということで、同じ一つのスペースを利用しながら食べるときとあと機能訓練をやっているというところで、衛生管理については、その辺十分注意して実施をしているというふうに捉えております。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

質問は衛生管理についてなんです。機能訓練と食堂等を共用するというのは、ある面積が充足すればいいというのはわかるんですけども、衛生管理については十分配慮しているという、この配慮の中身がちょっとわからないのですが。例えば、この通所介護の方というのは、通常デイサービスですね。家庭からその施設に入るわけですから。それを毎日繰り返すわけなんですけれども、施設内に常時している利用者と外部から毎日出入りする人とは、いろいろな面での衛生面が心配ではないかなという懸念がありますので、この点について、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

先ほども申しましたように、病院のイメージで考えてしますと、衛生管理という

ところは、ちょっと気になるかなというところはあるんですけども、実際、認知症のデイサービスの中での食堂及び、そのサービスを提供する際の同一部屋なので、感染症がはやっているときには、それぞれ利用者さんに外から送迎をした後に、手洗いやうがい等を行って、感染防止に努めるというところは原則だと思いますので、この辺は衛生管理に注意して、実施しているというふうに捉えております。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

ありがとうございます。関連するんですけども、町の社会福祉施設、社会福祉協議会の中でのこのサービスについては、食堂と機能訓練とは、同一スペースで行われておるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

今、開成町の社会福祉協議会で実施しているサービスについては、こちらに書いてある認知症デイではなくて、通常の通所介護という枠組みになって、ここに入っているものとは違うので、サービスの内容が違うというのが1点あります。

あと認知症のデイの中の機能訓練というのは、一般のリハビリという捉え方をしてしまうと、ちょっとかけ離れてしまうんですけども、認知症の方が利用するサービスでございますので、例えば、みんなで食事を調理してつくったりというのも、一つの社会的リハビリということで、機能訓練の一つにはなっております。そんな関係もあって、本当に体を大きく動かしてといったときの機能訓練というイメージだと、ちょっと当てはまらないかと思うんですけども、そういうふだんの生活の中で、例えば、頭の体操ということで簡単な計算をしたりとか、パズルだったりというようなことも一つの機能訓練の位置づけですので、機能訓練というと、難しいのんですけども、同一部屋で衛生管理できるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

それでは、先ほどの山田議員に対する答弁を。

保健福祉部長、簡潔にお願いします。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

先ほどの山田議員のご質問にもありましたように、これ自体が地域密着型というところですから、やはり地元の施設も、自治会との交流ですとか、文化祭をやったり、あとはその中で防災訓練をやったり、そういうことも行われているわけですから、やはりその中で防災対策、そういった面につきましても、今後、心にとめて指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。なお、採決は議案ごとに行います。

議案第３号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。

○議長（茅沼隆文）

続いて、議案第４号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。

それでは、これで暫時休憩いたします。再開は１３時３０分いたします。

午後１２時１５分